



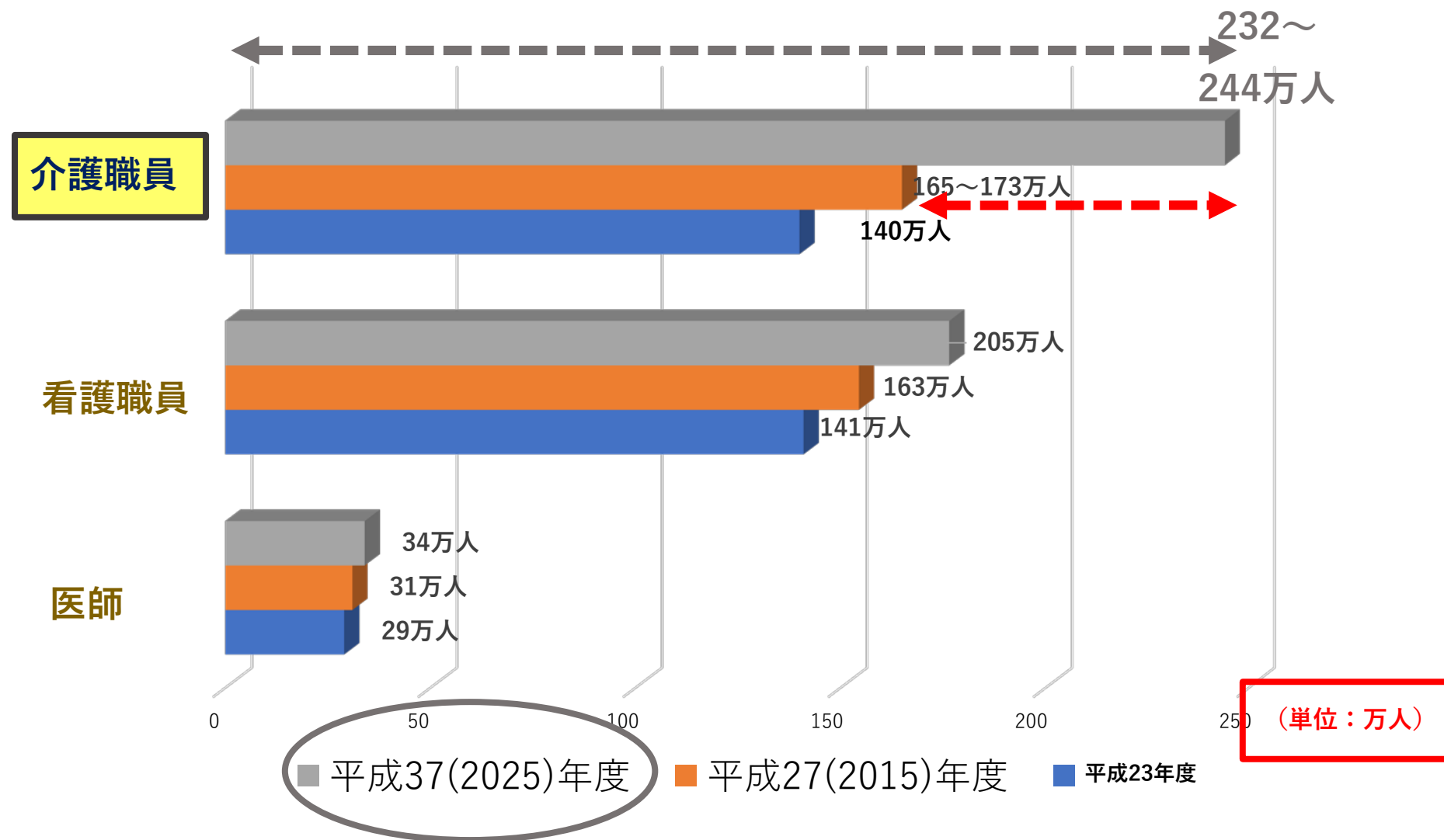
外国人技能実習生 (介護分野)の 受入れについて

全日本病院協会 国際交流委員会 企画
(外国人技能実習生受入れ事業)

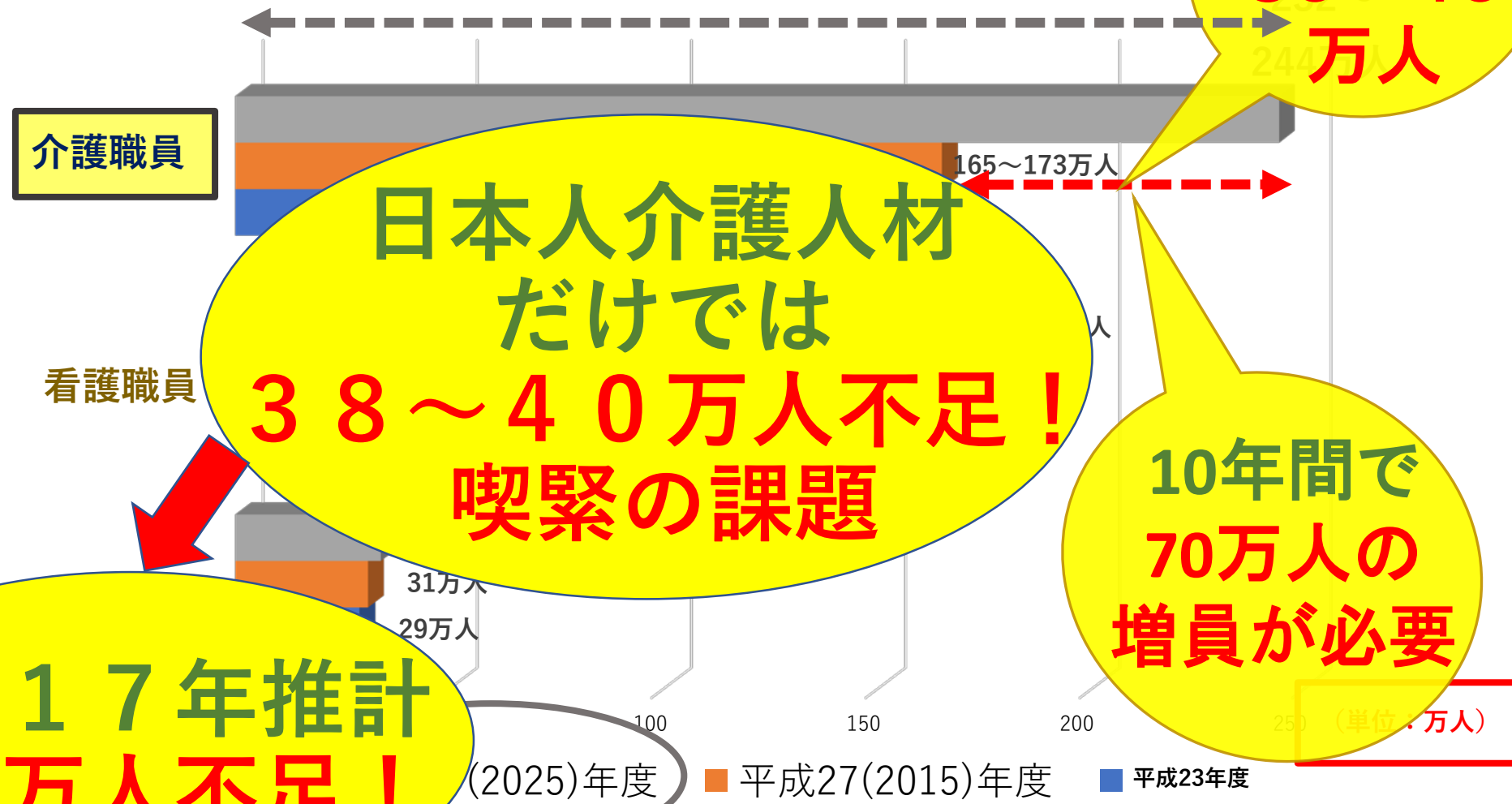
利益相反に関して

本発表は 全日本病院協会
に於ける研究に係る
「利益相反管理規定」に
抵触していない

マンパワーの必要量の見込み(医療関連)2015推計



マンパワーの必要量の見込み(医療介護関係者) 15推計



介護人材不足の対策

国内人材：育成：若年人口減少⇒学校定員割れ

高齢者の活用⇒老々介護、限度あり

AI、ロボットの活用：現在は介護補助⇒普及⇔コスト

海外人材：EPA ⇒ 絶対数不足

留学生 ⇒ アルバイト：諸種問題！

技能実習：「介護」追加：期待大！！

問題山積：対人の仕事、言葉の壁、制度・習慣の差

外国人で大丈夫？？

我が国で就労する外国人のカテゴリー

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士、等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師、等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、私企業の語学教師、デザイナー、マーケティング業務従事者、等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人、等

介護分野における外国人登用の制度概要

日越EPA

介護福祉士候補生

日本語能力 N3 レベル
3・4 年制看護学校卒業生

受入施設 最大4年 就労・研修

介護福祉士 国家試験受験

合格

不合格

- ・ 介護福祉士として就労
- ・ 在留期間の更新回数に制限なし

外国人技能実習生

介護分野

日本語能力 N4 レベル

1 年目実習

2・3 年目実習 N3 レベル必須

一時帰国（1ヶ月以上）

監理団体（全日病）・実習実施者（会員等）が優良認定
4・5 年目実習可能

帰国

介護福祉士
国家試験合格

在留期間更新なし？

容認？

介護留学生

（在留資格「介護」）

日本語能力 N2
レベル相当

日本語学校留学

養成校に留学

養成校を受験

介護福祉士養成校で2年以上勉強

2021年度末 卒業生まで国家試験免除

- ・ 介護福祉士として就労
- ・ 在留期間の更新回数に制限なし

介護分野における外国人登用の制度概要

日越EPA

選ばれた
候補生
費用負担
補助 +
養成総数
⇒ 少

日本人と同雇用条件
で技術習得が可能
他に比べ総数が多い
要件を満たせば
介護福祉士の国家試
験受験が可能

介護留学生

N2は難関
アルバイト
(28H/W)
と勉強両立
⇒ 負担大

・在留期間の更新回数に
制限なし

更新なし？

容認？

・在留期間の更新回数に
制限なし



全日本病院協会

外国人技能実習生受入事業

《 目 的 》

当協会の目的・理念を
国際協力・国際貢献の分野でも達成するため
外国人技能実習制度「介護」を活用し
我が国の医療・介護技能等の移転を図り
発展途上国の医療レベル向上を担う
人材育成を行う



全日本病院協会

外国人技能実習生受入事業

《 目 的 》

《建前》

あくまで
技術の移転が
目的

《本音》

人手不足を
何とか
補いたい

発展途上国の医療レベル向上を担う
人材育成を行う

外国人技能実習制度とは？

1993年開始、我が国から当該国への
技能等の移転により経済発展を担う人材育成が目的
日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っている
-これまでの対象職種-

農業、漁業、建設、食品製造関係などの職種のみ

今回新たに



様々な問題山積！

2017年11月1日

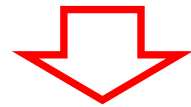
法律に基づく新制度が施行（法務省・厚生労働省）

外国人技能実習制度に「介護」が追加

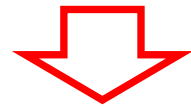
過去の技能実習制度の問題点

諸外国から批判の対象 ⇒ 奴隷制度！

送出し国：(中国、ベトナム、インドネシア、
フィリピン、カンボジア、タイ、モンゴル)



送出し国⇔受入れ国：双方に悪質業者介在



受入れ国：(日本) 受入れ事業所にも問題

新たな外国人技能実習制度について

外国人の技能実習の適正な実施及び
技能実習生の保護に関する法律

技能実習法

2016. 11. 18 : 成立

11. 28 : 公布

2017. 11. 1 : 施行

法務省

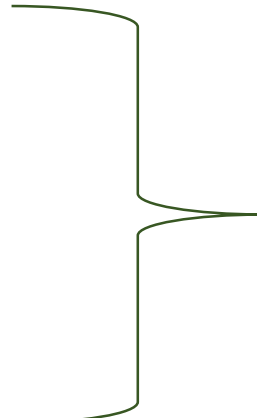
厚生労働省



両省で管理

技能実習法の概要

適正化

技能実習計画	⇒ 許可制		新設の外国人 技能実習機構
実習実施者	⇒ 届出制		
監理団体	⇒ 許可制		
人権侵害行為	⇒ 罰 則		
実習生保護措置	⇒ 相談、情報提供、転籍		
地域協議会設置	⇒ 地域毎・関係行政機関		

拡充 ⇔ 優良団体

期間 ⇒ 延長、 数 ⇒ 5%→10%、 職種 ⇒ 複数

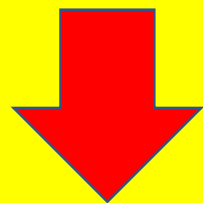
技能実習法 概要

適正化

技能実習法
実習実施
監理団体
人権侵害
実習生保
地域協議会

外国人
労働者
機構

技能実習法

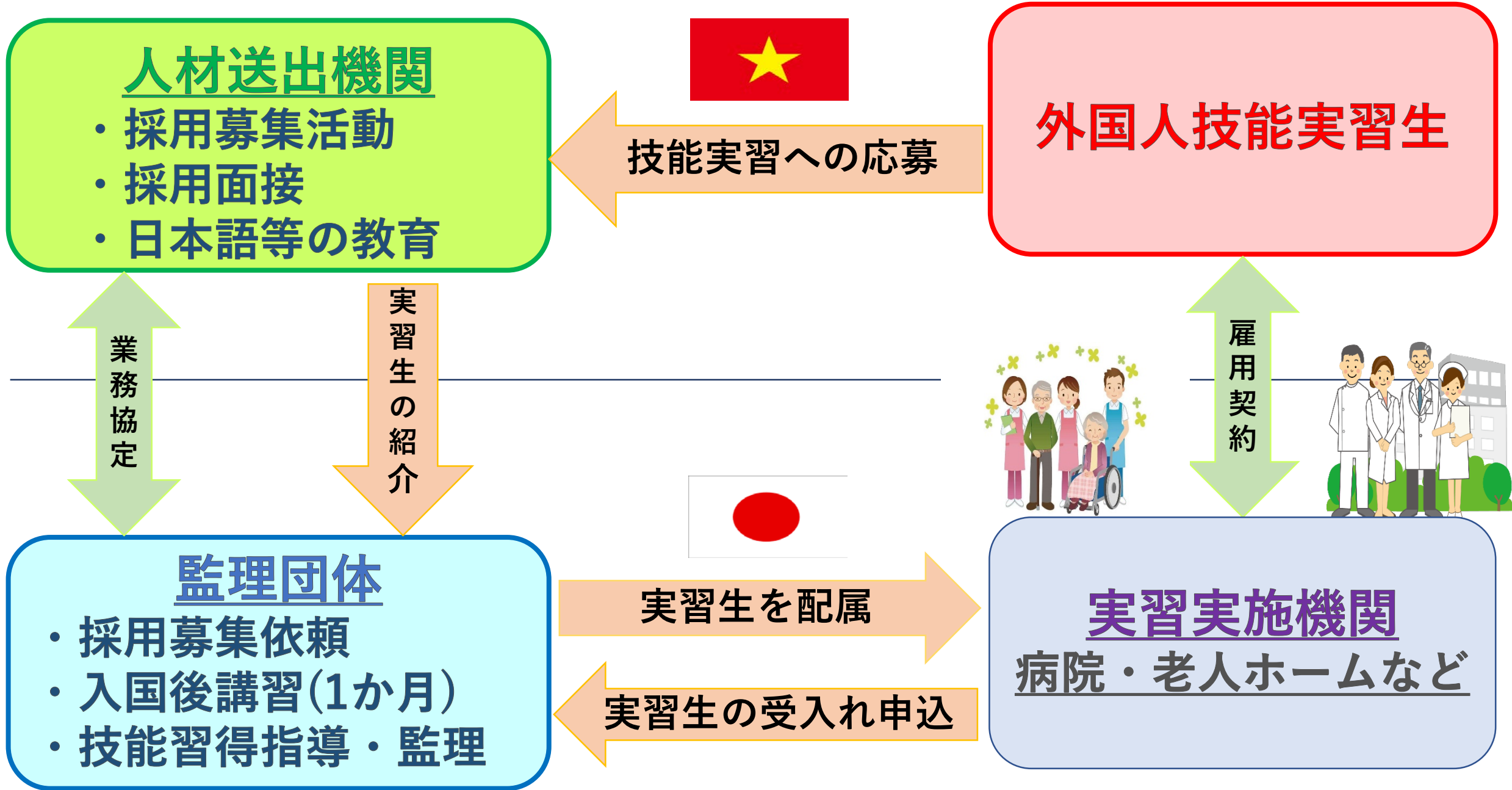


厳正な運用で
実習生を保護

拡充 ⇔ 優良国

期間 ⇒ 延長、 数 ⇒ 増加、 職種 ⇒ 複数

外国人技能実習生への応募・採用・受入等の概念図



応募から帰国までの流れ



応募から帰国までの流れ

**この2年間に、
介護福祉士試験の受験が可能！**

合格後 ↓

介護福祉士の国家資格を取得！

**但し、試験問題の文章を理解する
上で、日本語能力N2相当が必要**



帰
国

一時
帰国

2
年間

み

接

育

月
間

習

月
間

施
設

月
間

試
験

日本語能力試験 JAPANESE LANGUAGE PROFICIENCY TEST

JLPT

日本語能力試験 : N1. N2. N3. N4. N5 : 5つのレベル
一番難しい : N1 ⇒ N5 : 一番易しい

N1 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる

100点以上/180点

N2 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる

90点以上/180点

N3 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる

95点以上/180点

N4 基本的な日本語を理解することができる

90点以上/180点

N5 基本的な日本語をある程度理解することができる

80点以上/180点

(独) 国際交流基金 (公財) 日本国際教育支援協会HPより

- ◎コンビニなどの接客は、N3でもコミュニケーションが可能
- ◎1日5時間、半年くらいでN4.良くてN3を取得
- ◎ベトナムでは、第1外国語は英語、第2外国語は日本語
- ◎ベトナムは親日国、ここ2～3年、日本語人気が継続

日本語能力試験 JAPANESE LANGUAGE PROFICIENCY TEST

JLPT

日本語能力試験
易：N 5 ⇒ N 1：難

試験は年 2 回から
ほぼ毎月増加

N 3 程度でも
コンビニの接客可

他の日本語試験：
日本語 N A T - T E S T
NIHONGO ACHIEVEMENT
TEST (日本語学力テスト)
J, T E S T
(実用日本語検定)
等も認定

第2外国語は日本語
年、日本語人気が続

全日本病院協会がベトナム看護師へ提案する 帰国後の展望(看護・介護士の立場)

JAPAN	VIETNAM
Doctor	<u>Certified Care Nurse (temporary)</u> Doctor
Nurse	Nurse
Certified Care Worker	(-)
Care Worker	(-)
(-)	Holy

DOUBLE LICENSE

ベトナムに於いて
将来の介護分野で
指導的な役割
就職にも有利

全日病 外国人技能実習生受入事業 介護技能実習生・特定技能(仮称)の受入れ 経緯 ①

- 2017.11 以前 全日病国際交流委員会・WGはハノイ・ホーチミンを中心に
人材送出機関数社の視察・情報交換等を実施
業務協定締結の準備開始、VN看護協会と共催ミナー開催
- 2017.11 1. 技能実習法:施行 ⇒ 「介護」新たに追加
2. 全日病が監理団体の許可取得の為に必要な
人材送出機関との業務協定の締結 ⇔ CICS社
- 2018.2 全日病が**監理団体**となる ⇒ **外国人技能実習生受入事業**
- 2018.3 ベトナム労働・傷病兵・社会省(MOLISA)海外労働管理局
(DOLAB)が人材送出機関の**許可延期**
※2017年度中の日本・ベトナム両国での取り纏め ⇒ **不調**

全日病 外国人技能実習生受入事業 介護技能実習生・特定技能(仮称)の受入れ 経緯 ②

- 2018.4 ベトナム労働・傷病兵・社会省(MOLISA)海外労働管理局(DOLAB)が新年度に入っても人材送出機関の許可再延期
- 2018.5 札幌、東京、大阪、福岡で、介護技能実習生の受入れ説明会を開催 ⇒ 参加者数多く⇒「受入れ」意欲・興味を実感
- 2018.6 ベトナム労働・傷病兵・社会省(MOLISA)海外労働管理局(DOLAB)が人材送出機関の許可を6社認定 ⇒ 許可数制限
- 2018.7 全日病 ⇒ 認定6社中の1社と業務協定を締結
⇒ HOANG LONG 社 ⇒ 受入れ事業の着手可能となる
- 2018.7 初年度受入れ予定の実習生50名(25組)の確保に暗雲??

最近の技能実習「介護」に関する ベトナム政府の対応の変化

送出し機関の認可の制限:(小出し対応)

当初6社、その後追加の7社、更に数社・・・

(待ちきれず介護以外に転職した者):多数あり

VN看護師の介護技能習得・N3要件に否定的？

EPAでN3未達者の帰国(送還)が原因？

N3教育の期間・コストのVN側負担への反発？

介護業務⇔実習生(看護学科卒)の不満の反映？

全日病 外国人技能実習生受入事業 介護技能実習生・特定技能(仮称)の受入れ 経緯 ③

2018.7 厚労省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室から
特定技能(仮称)の説明



※技能実習制度とは別の在留資格の創設

2018.8 1. ベトナム労働・傷病兵・社会省(MOLISA)海外労働管理局
(DOLAB)が新たに送出機関の許可を7社認める

※合計13社(小出し)

2. この時点で全日病と業務提携をしている人材送出機関で
介護技能実習生の送出し許可を得ているのは1社のみ

最近の動向:未確定情報

政府方針:人手不足への対処として門戸開放 ⇔ 骨太の方針

特定技能

5分野(建設・農業・宿泊・造船・**介護**)限定 ⇒ **緩和?**

在留期間:最長**5**年間の就労、家族帯同不可

「**特定技能**評価試験」合格者;(各団体で設定)

技能実習修了者(3・5年)⇒無試験で特定技能:計**8・10**年

日本語能力基準:原則「N4」⇒業務上必要な水準

専門(技能)試験合格⇒資格変更⇒期間延長・家族帯同可

2019年4月:法案成立予定、入国在留管理庁←局

諸団体の思惑 ⇔ **介護の質は?**

全日病 外国人技能実習生受入事業 介護技能実習生・特定技能(仮称)の受入れ 経緯 ④

2018.8 許可を得た他の人材送出機関3社にヒアリング
日本語教育方針、費用、等に関し協議 ⇒ 折合いつかず

全日病の条件

- * 医療短大看護学科3年卒
- * 日本語教育N3相当
- * 日本語教育費12万円

他の送出し機関の提示条件

- * 医療短大看護学科3年卒以下
- * 日本語教育N4相当
- * 日本語教育費30万円

《提示理由》

- * 医療短大看護学科3年卒を集めるのが困難 ⇒ ?
- * 医療短大看護学科3年卒のベトナム国内就職状況の好転 ⇒ ?
- * N3年相当合格でベトナム国内の日系企業に就職が出来る
- * 初期投資の早期回収

全日病 外国人技能実習生受入事業

介護技能実習生・特定技能(仮称)の受入れ 経緯 ⑤

2018.8 理事会・常任理事会・支部長会:今後の方針・予定を説明

【松・竹・梅】 コースを説明 ⇒ 対象拡大

【介護技能実習生】

※松コース:ベトナム ;医療短大看護学科3年卒、日本語能力N3
⇒ 既存 ⇒ 高度人材育成

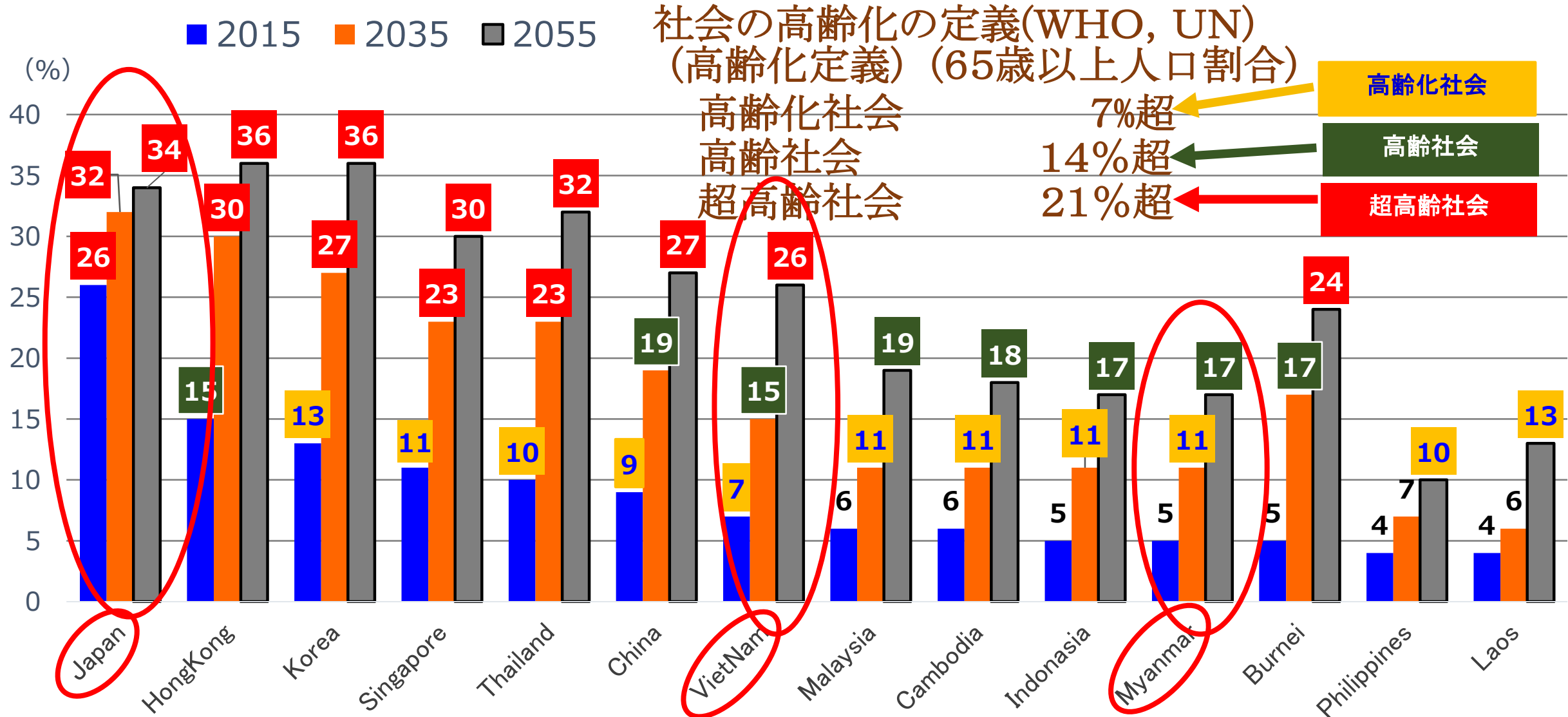
※竹コース:ベトナム ;医療短大看護学科2年卒、非看護学科卒、
日本語能力N4 ⇒ 採用諸条件緩和

:ミャンマー ;非看護学科卒、日本語能力N3
(一般大卒を中心 ⇔ 看護師数:少！！)

【介護労働者】

※梅コース:特定技能(仮称) ⇒ 技能実習外 ⇒ 労働力補充

アジア諸国の65歳以上の人口の割合



全日病 外国人技能実習生受入事業 介護技能実習生・特定技能(仮称)の受入れ 経緯 ⑥

2018.8-9 1. 次の介護技能実習生送出し国 ⇒ ミャンマーを視察
ミャンマー社会福祉省から介護技能実習生の送出し
許可が認められた人材送出機関2社と打合せ等実施

* Myanmar unity (ヤンゴン・マンダレー)

* J-SAT (ヤンゴン)

2. ミャンマーは看護師を外国へ送出すことを認めていない

※理由;自国の医療水準が低い状況の中で、

外国に看護師(極めて少数)を送出せる状況ではない

3. ミャンマーの介護技能実習生の条件は、

* 一般大学卒・通信大学卒・一般大学中退・高校卒者、

* 日本語教育N3相当⇒日本語教育費30～32万円を提示

今後の方針・予定

技能実習制度・特定技能(仮称)による受入れ

松

ベトナムの場合

高度人材育成・医療短大看護学科3年卒業生
N3相当の日本語能力

竹

ベトナムの場合

介護専門学校2年卒業生など
N4相当の日本語能力

竹

ミャンマーの場合

一般の大学、短大等卒業生
N3相当の日本語能力

梅

特定技能(仮称)による受入れ

募集対象はこれから検討予定であるが、想定としては
元技能実習生(日本語の心配無し)・一般の大学、短大等の卒業生
介護に特化した日本語能力



公益社団法人 全日本病院協会
ALL JAPAN
HOSPITAL ASSOCIATION

国際交流委員会

外国人技能実習生「介護」受入事業

ご清聴ありがとうございました

第60回全日本病院学会
医療従事者の確保
～外国人介護士～

2018年10月6日
社会医療法人祥和会
脳神経センター大田記念病院
大田 泰正



SOCIAL MEDICAL & SOCIAL WELFARE

SHOUWAKAI

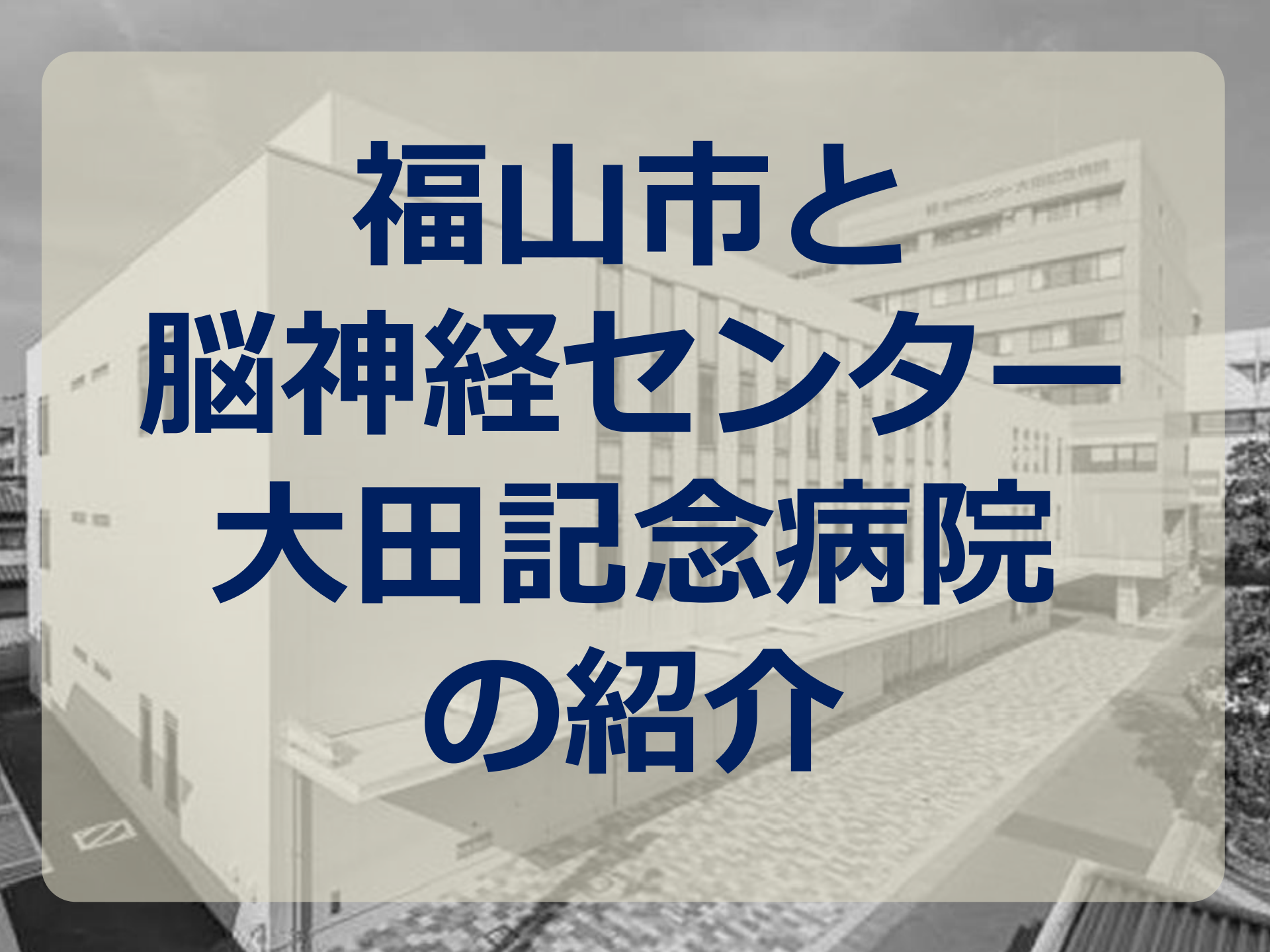
お話しすること

①広島県福山市と
脳神経センター大田記念病院の紹介

②外国人看護師養成の取り組み

③看護補助者の確保～外国人介護士～





福山市と 脳神経センター 大田記念病院 の紹介

福山市の地域特性・医療環境



- 福山市は島しょ部、都市部、中山間地と、多様な顔をもつ
- **人口47万人**
 - ※福山・府中保健二次医療圏 人口51万人
 - ※広島県 283万人
 - ※福山市全体の**65歳以上人口比率は25.2%**
 - ※当院から半径約3キロ圏内に約84,000人が住み、65歳以上人口比率は21.5%
- 隣は尾道市・倉敷市

病院概要

■開院日／1976年12月1日

■病床数／213床

【内訳】

SCU	18床
救急病棟	12床
4階病棟	44床
地域包括ケア病棟	34床
5階病棟	32床
回復期リハ病棟	50床
※休床	23床



三つの柱

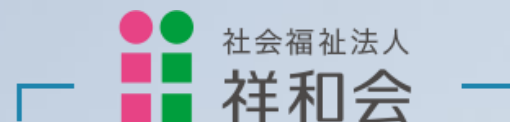
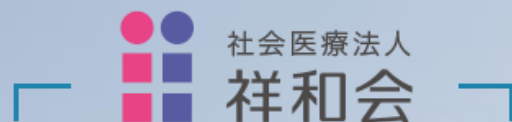
専門性の高い
脳神経疾患医療

安全・安心のための
救急医療

地域包括ケアシステムの
ための在宅療養支援

脳血管・脳疾患を中心に
循環器疾患・糖尿病などの
血管病に取り組むとともに、
地域を支える救急医療、
在宅サービスを展開しています。

祥和会グループの地域包括ケアシステム



在宅サービス

HOME CARE

- ▶ 虹の会 訪問看護ステーション
- ▶ 在宅サービス虹の会
(居宅介護支援事業所)
- ▶ 通所リハビリテーション

SHOUWAKAI

100
YEARS
OF LIFE



在宅サービス

HOME CARE

- ▶ デイサービス 五本松の家
- ▶ ショートステイ 五本松の家



入院医療

HOSPITAL TREATMENT

- ▶ 脳神経センター大田記念病院



長期ケア施設

LONG-TERM CARE FACILITY

- ▶ 地域密着型
特別養護老人ホーム 五本松の家



外来診察

OUTPATIENT CLINIC

- ▶ 脳神経センター大田記念病院
- ▶ 明神館クリニック



生活支援

LIFE SUPPORT

- ▶ 暮らしの保健室 ふくまち





外国人看護師 養成の取組み

当院の外国人留学生の受け入れ

時 期	内 容
2011年～	ベトナムの人材派遣業者との交渉
2012年春	候補者募集⇒留学生3名の決定
2012年夏	受け入れ準備の本格化
	・ベトナム政府、入国の手続き準備
	・語学学校（YMCA）への受け入れ申請
	・院内諸規定の整備、理事会での承認
2012年10月	ベトナム保険省との覚書締結
	YMCAの受け入れ決定
2013年1月～	宿舎、家具等のセッティング、YMCAの手続き
2013年2月	入国審査のパス
2013年4月	入国、YMCAへの入学、定期的フォローアップ
2013年11月～	看護学校の入学試験
2014年4月～	看護学校に入学（2名）
2017年4月	1名が准看護師に合格、当院へ就職

当院の外国人留学生の受け入れ

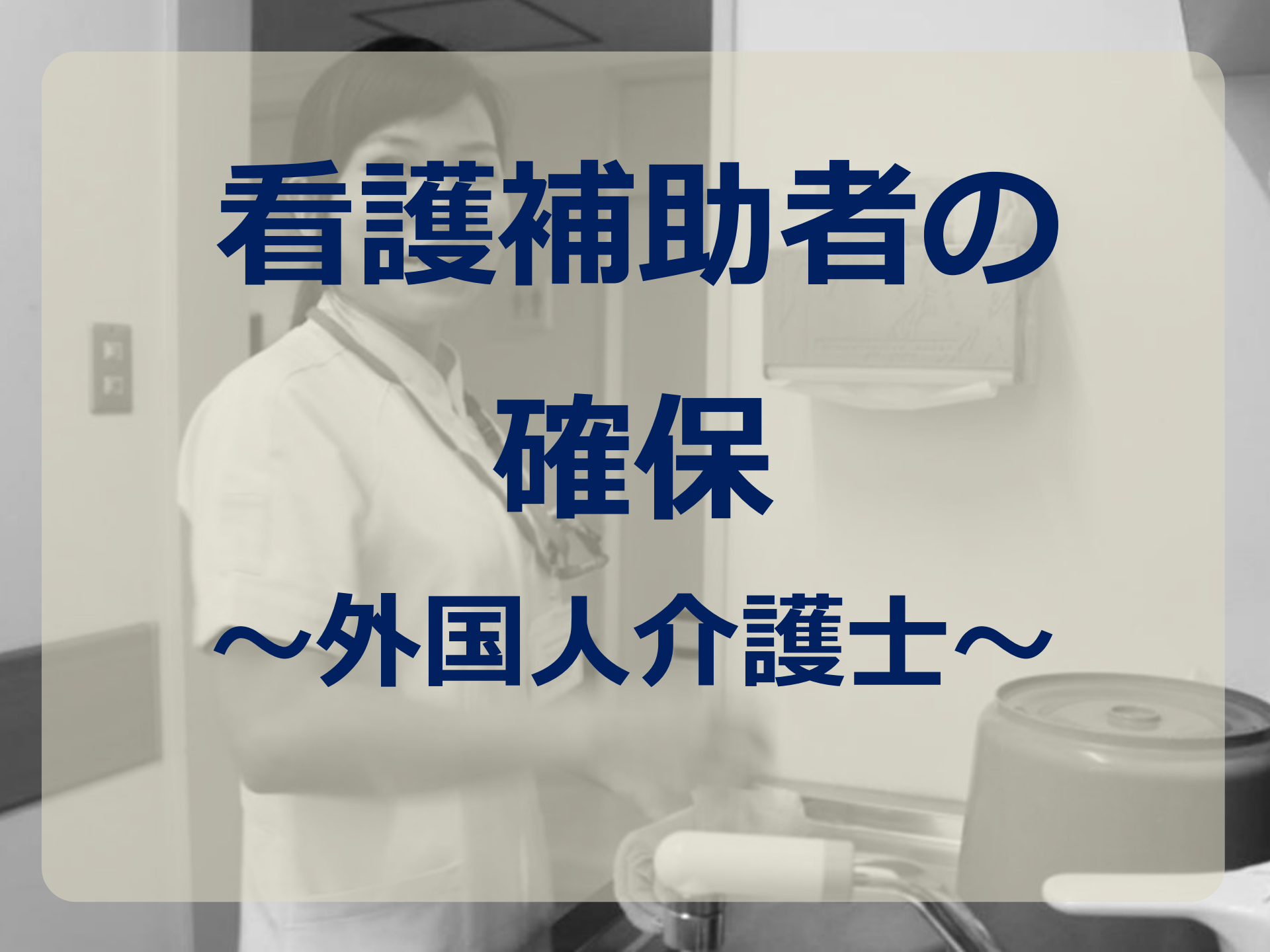
ベトナム人A → N3で入国 → 入試で不合格→帰国

ベトナム人B → N2で入国 → 看護学校入学→留年
→帰国

ベトナム人C → N2で入国 → 看護学校卒業→国試
不合格→準看合格

中国人A → N2で入国 → N1不合格→国家試験合格

中国人B → N2で入国 → N1合格→国試浪人→合格



看護補助者の 確保 ～外国人介護士～

介護士は2025年に34万人不足

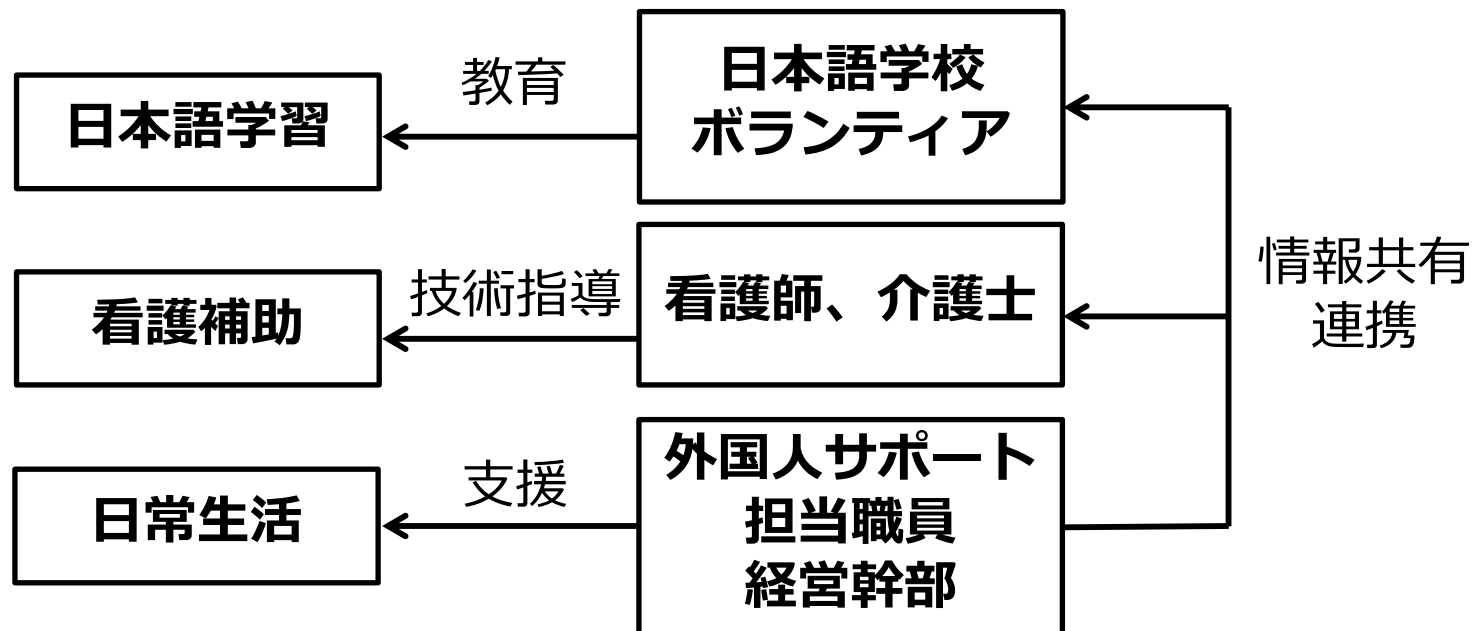
介護職員数と要介護高齢者数の推移



出所: 厚生労働省

処遇改善加算の適用されない病院の
「看護補助者」は、さらなる人材不足

ベトナム人介護スタッフへの対応



外国人の受け入れ、来
日支援、就労サポート
に携わる職員を配置

当院の外国人留学生の受け入れ

ベトナム人D



N3で入国



介護福祉士専門学校の通学中

ベトナム人E



N4で入国



日本語学校→専門学校通学中

ベトナム人F



N3で入国



看護EPAで来日→国試合格めざして勉強中

中国人A



N2で入国



N1不合格→国家試験合格

中国人B



N2で入国



N1合格→国試浪人→合格

外国人スタッフ受入れと 養成についてまとめ

ベトナム人は素直で真面目のイメージがあるが、世代によって異なる。

ベトナム人は近年晩婚化しているものの、50年前の日本のような結婚概念を持っている。

ベトナム人に限らず、外国人を雇用する際には、教育プログラムとお世話係が重要。

今後、さらに多国籍化した場合には、人員配置に工夫が必要。



ご清聴ありがとうございました。
taisei@shouwa.or.jp

第60回 全日本病院学会 in 東京

2018年10月6日

外国人技能実習生(介護分野)の受入れについて その問題と今後

全日本病院協会 外国人技能実習生受入事業構成員

二文字屋修

日本で働く外国人

外国人労働者数 127.8万人。 前年比19.5万人、18.0%増 (厚労省 H29.10)

1、就労の在留資格

「専門的・技術的分野」・「高度専門職」は23.8万人(全体の18.6%)

2、非就労の在留資格

技能実習生25.7万人(同20.2%)、資格外活動25.9万人(同23.2%)

(H30.9の入管発表では技能実習生は28.5万人に増加)

外国人労働者総数に占める割合が多い(全体の43.5%)

技能実習生

技能実習生25.7万人の国籍別在留者数

①ベトナム:105,540人 ②中国:84,179人 ③フィリピン:26,163人
【123,555人】 【77,567人】

④ミャンマー:6,149人 ⑤カンボジア:6,180人 ⑥インドネシア:21,894人

(厚労省 H29.10、【 】内は H29.12、入管統計による)

技能実習生

失踪者数推移（法務省入国管理局 H30.3）

（人）

	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年	
総 数	4, 8 4 7	5, 8 0 3	5, 0 5 8	7, 0 8 9	（失踪率）
ベトナム	1, 0 2 2	1, 7 0 5	2, 0 2 5	3, 7 5 1	3.5%
中 国	3, 0 6 5	3, 1 1 6	1, 9 8 7	1, 5 9 4	1.9%
カンボジア	—	5 8	2 8 4	6 5 6	10.6%
ミャンマー	1 0 7	3 3 6	2 1 6	4 4 6	7.2%
インドネシア	2 7 6	2 5 2	2 0 0	2 4 2	1.1%
その他	3 7 7	3 3 6	3 4 6	4 0 0	

技能実習制度、何が課題か ①

1、 制度理念と実態の乖離

「外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。

平成28年11月28日に公布され、平成29年11月1日に施行された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に基づいて、新しい技能実習制度が実施されています。」(厚生労働省HPより)

たとえば、「介護」の場合

技能実習生の送出し国は家族介護が中心、高齢者介護施設は富裕層を対象に

今後の課題 → 日本の介護技術が活かせる現場は、、、、

技能実習制度、何が課題か ②

2、失踪の回避

雇用のミスマッチを防ぐ

- しっかりとした渡航前事前教育
 - ・ 日本での就労(実習)内容を正確に理解する
- 雇用条件の透明性
 - ・ 同一労働同一賃金
- お互いの異文化理解
 - ・ 残業はサービスではない

技能実習制度、何が課題か ③

3、 中途帰国者の回避

満足感が得られる職場環境作り

- 日本人従業員が満足して働いている法人では
- 外国人従業員も安定している
 - 労働者であり生活者であることへの配慮
- ・・ 継続した日本語教育支援
 - 法人内でのキャリアアップの仕組みをつくる
- ・・ ルーチンの中での目標設定
 - 問題解決のキーパーソンを決める
 - ・・ 一元的に問題を解決する

技能実習制度、何が課題か ④

4、「技能実習制度への介護職種の追加について」に描かれた外国人像

(厚生労働省告示 社会・援護局2107.10.01)

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること

介護技能実習に、何が起きているのか

ベトナムの場合

a. 政府による人材送出し機関認定に時間がかかった

2018年6月1日に6社、8月14日に7社の限定的かつ試験的認定

└➡ 第一陣の来日は11月ごろか

b. なぜ慎重になったのか

└➡ 日本語能力規定

渡日前に日本語能力試験N4相当合格

来日10ヵ月後にN3相当に合格して在留期間更新が可能

だが、不合格者は帰国となる ➡ 送り出し国のリスク大

新たな在留資格「特定技能」(仮称)

2018.5.29 政府発表

- 1、今秋の臨時国会で入管法を改正し、2019年4月施行を目指す ⇒ 「特定技能」
農業、建設、造船、宿泊、介護(予定)
- 2、業所管省庁が定める技能試験で技能水準を確認する
- 3、日本語能力の規定なし ⇒ 原則N4相当
- 4、5年以内の就労が認められるが家族帯同は不可
- 5、技能実習3年修了者は試験免除。「特定技能」に移行可能
- 6、2015年頃までに約50万人受入れ見込み

ご清聴ありがとうございました





ベトナム人財のCICS
国際協力サービス株式会社

介護技能実習生への期待！

国際協力サービス株式会社 マイアイン

目次

- ▶ 会社紹介
- ▶ 期待される効果
- ▶ 異文化の理解
- ▶ 事前教育
- ▶ 理想の受け入れ体制
- ▶ まとめ



CICS社概要

社名：国際協力サービス株式会社（略称：CICS）

英名：International Cooperation Service Joint Stock Company

代表取締役：マイ・アイン（MAI ANH）

●本社所在地：13/19 Lac Trung Str., Hai Ba Trung Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: (+84-4) 3636-7198

Fax: (+84-4) 3636-7197

●ホーチミン支社：54/5/7 Bach Dang 2 Str., Ward 2, Tan Binh Dist., Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: (+84-8) 6296-6988

Fax: (+84-8) 6296-7008

●大阪事務所：〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀1-16-3

●東京事務所：〒182-0002 東京都国立市東1-16-17

創立：1996年（国有企業であるVTC社の海外労働派遣事業部）

設立：2007年12月（VTC社より独立）

資本金：50億ドン（約2500万円 2018年現在）

従業員数：39名（2018年9月現在）

事業内容

- 海外労働派遣事業（日本送り出し延べ実績：2700人 2018年9月現在）
- 国内人材紹介事業
- 日本語教育事業 等



ベトナム人財のCICS
国際協力サービス株式会社

期待される効果

介護実習生導入による

期待される効果

- ▶ 職場活性化
 - ▶ 多様化により、新しいことが起こる

- ▶ 利他の芽生え
 - ▶ 職場のグローバル化により、改めて利他

- ▶ 人手不足の解消
 - ▶ 将来のため、必要不可欠



ベトナム人財のCICS
国際協力サービス株式会社

異文化の理解

ベトナムへの理解



ベトナムの人の特徴

▶ 多民族国家

- ▶ プライドが高い
- ▶ 好奇心・向上心が旺盛

▶ おしゃべり

- ▶ 価格交渉がうまい
- ▶ 親切な人柄

▶ 近視眼的

- ▶ 時間にルーズ

▶ その他

- ▶ 嗜好品が強い

文化の違い

- ▶ きっちり日本
- ▶ ざっくりベトナム
- ▶ 基準重視日本
- ▶ 事実重視ベトナム
- ▶ プロセス主義
- ▶ ショートカット



過去にあった実習生の事例

- ▶ はい、わかりました。その意味は？
- ▶ 近所迷惑
- ▶ 感覚の違い
- ▶ 距離感が違う
- ▶ 恩返し
- ▶ 毎日習慣
- ▶ 心が通じると
- ▶ 笑顔が可愛い！



ベトナム人財のCICS
国際協力サービス株式会社

事前教育

送り出し機関がしていること

事前教育

▶ 文化習慣教育

- ▶ 世界と比較した実践教育(実践日本人担当)
- ▶ 5Sなど生活に密着した教育(実習など体験者担当)

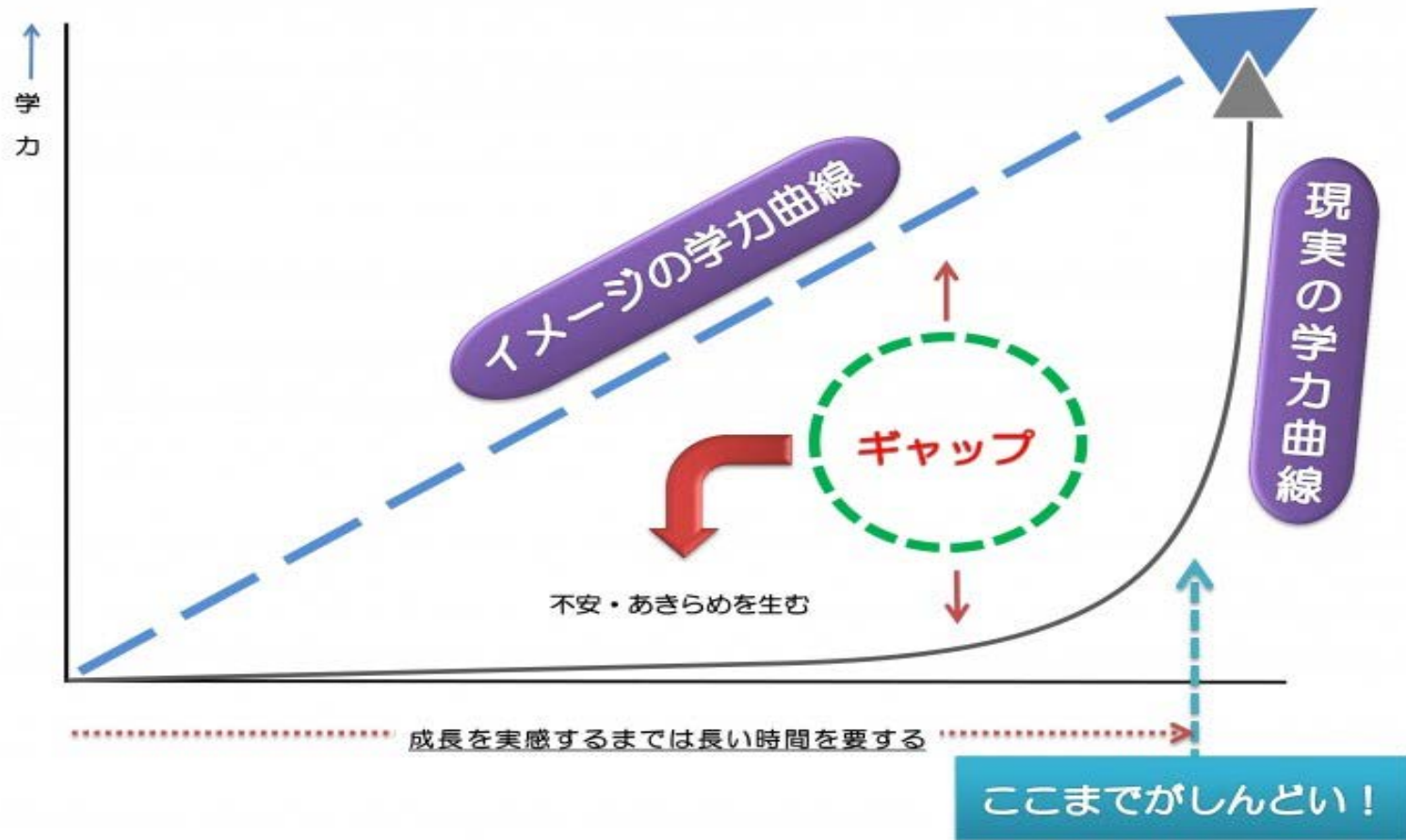
▶ 日本語教育

- ▶ 約1年でN3レベルを目指す(既存実習生6ヶ月でN4)
- ▶ 会話を重視している(日本人担当)

▶ 介護教育

- ▶ 日本からの専門家派遣による教育
- ▶ 実習生は、ベトナムの介護・看護学校出身
- ▶ 専門学校(2年制)、短大(3年制)、大学(4年制) 出身者

成長曲線





ベトナム人財のCICS
国際協力サービス株式会社

理想の受け入れ体制

良い事例

20年以上の歴史 某病院の紹介

- ▶ 1990年代からベトナム人の受け入れ開始
- ▶ 10人以上のベトナム人が看護師国家資格取得
- ▶ 現在、5人以上のベトナム人看護師が従事する

- ▶ 2014年からEPAを積極的に導入している

- ▶ 経験から作った体制
- ▶ 院内全スタッフが受け入れ体制を創設
- ▶ 日本語教育を重視している→日本語教師を置く
- ▶ ベトナム人が多いのでお互いに教えあう環境となる

2008年からEPA の受け入れを実施する病院



- ▶ EPAの受け入れについては
 - ▶ インドネシア→フィリピン→ベトナムへ シフト
- ▶ 経験から作った体制
 - ▶ 教育支援者、日本語支援者
 - ▶ 仕事と学習のバランス
 - ▶ 一時帰国ができる
 - ▶ なんでも相談できる環境がある
 - ▶ インターネットで家族と連絡ができる環境を整える
 - ▶ 興味と仲間作りを率先している



ベトナム人財のCICS
国際協力サービス株式会社

まとめ

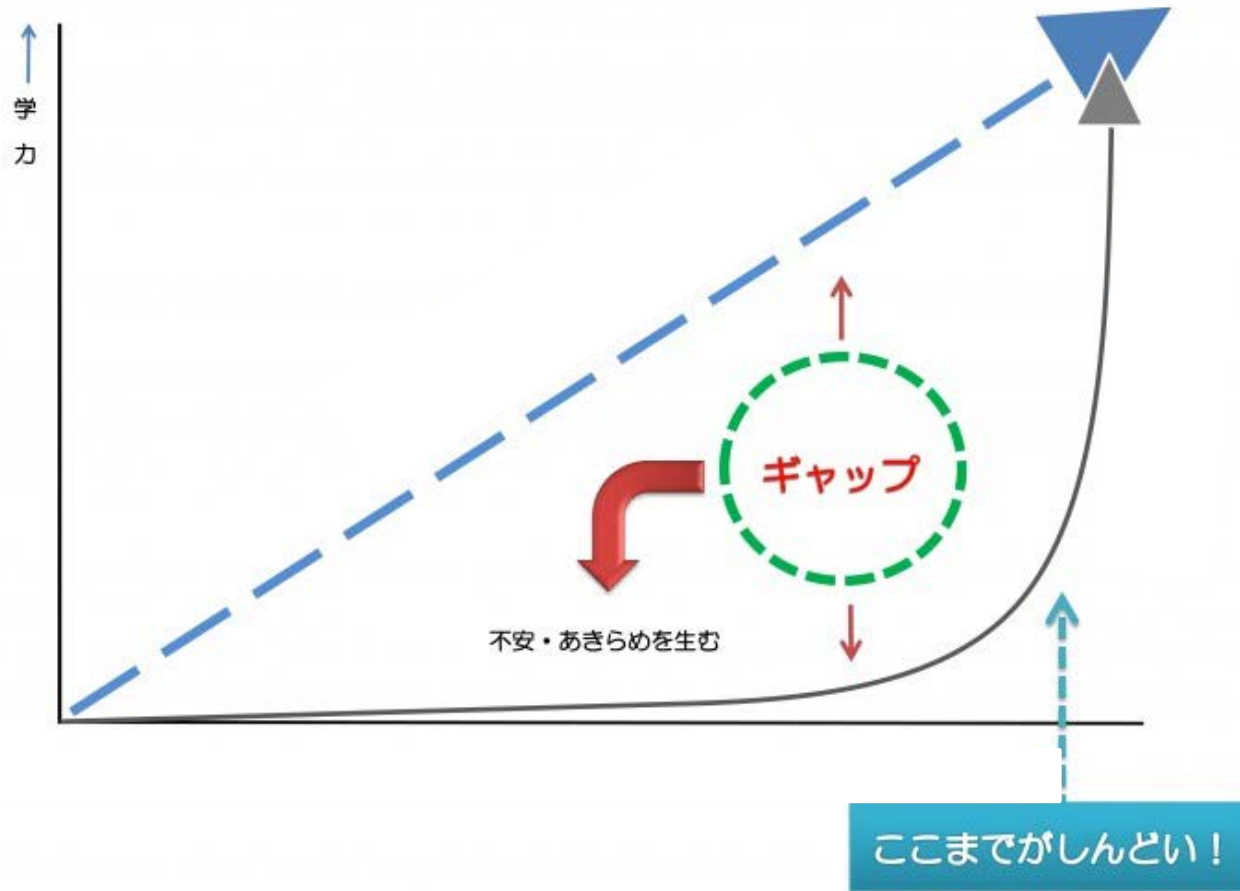
コミュニケーション

- ▶ 知識・経験
 - ▶ 決して多いとは言えません

- ▶ 心・気持ち
 - ▶ 少し子供じみて見えます

- ▶ 日本語
 - ▶ 言語学的にも、遠いです

成長させる 信頼関係！！



まとめ

- ▶ 優秀人材確保のため
ご清聴ありがとうございました。
- ▶ 実習生と共に成長しましょう！